



2025年3月31日

各位

会社名 ENECHANGE 株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 丸岡 智也
(コード番号: 4169 東証グロース)
問合せ先 上級執行役員 CFO 篠原 雄一郎
(TEL 03-6635-1021)

(開示事項の経過) 借入金の返済に関するお知らせ

当社は、2024年9月27日付「EV充電事業に係るコミットメントライン契約締結に関するお知らせ」に記載のとおり、取引金融機関とのEV充電事業に係るコミットメントライン契約の締結を決議し、2. これまでの借入内容のとおり借入を行ってまいりました。また、既にそのうちの一部を返済してまいりましたが、本日残りの借入残高に関して返済が完了いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 実行した資金の返済内容

(1) 返済金額	EV充電インフラ1号合同会社: 585百万円 (三井住友銀行) EV充電インフラ2号合同会社: 597百万円 (三井住友銀行) EV充電インフラ2号合同会社: 892百万円 (あおぞら銀行)
(2) 返済日	2025年3月31日

これまでに借入を実行した詳細は下記のとおりとなります。なお、令和6年度申請分補助金の全てが着金したことに伴い、上記のとおり新たに2,074百万円を返済したことにより合計返済額は4,714百万円となり、当該借入に関しては返済が完了いたしました。

また、借入金の返済を実行した上記合同会社に関しては、2025年3月末時点においては当社グループの連結範囲内には含まれない見込みです。

2. これまでの借入内容

第1回

(1) 借入金額	EV充電インフラ1号合同会社: 174百万円 (三井住友銀行) EV充電インフラ2号合同会社: 84百万円 (三井住友銀行)
(2) 資金使途	子会社での事業運営資金
(3) 借入日	2024年10月9日
(4) 返済期日	2025年3月31日
(5) 利率等	全銀協日本円TIBOR+スプレッド
(6) 返済方法	期限一括
(7) 担保の有無	有 (預金債権質権)

第2回

(1) 借入金額	EV充電インフラ1号合同会社: 788百万円 (三井住友銀行) EV充電インフラ2号合同会社: 808百万円 (三井住友銀行)
----------	--

(2) 資金使途	子会社での事業運営資金
(3) 借入日	2024年11月8日
(4) 返済期日	2025年3月31日
(5) 利率等	全銀協日本円 TIBOR 等+スプレッド
(6) 返済方法	期限一括
(7) 担保の有無	有 (預金債権質権)

第3回

(1) 借入金額	EV 充電インフラ 1号合同会社：766 百万円 (三井住友銀行) EV 充電インフラ 2号合同会社：369 百万円 (三井住友銀行) / 606 百万円 (あおぞら銀行)
(2) 資金使途	子会社での事業運営資金
(3) 借入日	2024年12月9日
(4) 返済期日	2025年3月31日
(5) 利率等	全銀協日本円 TIBOR 等+スプレッド
(6) 返済方法	期限一括
(7) 担保の有無	有 (預金債権質権)

第4回

(1) 借入金額	EV 充電インフラ 1号合同会社：100 百万円 (三井住友銀行) EV 充電インフラ 2号合同会社：97 百万円 (三井住友銀行) / 208 百万円 (あおぞら銀行)
(2) 資金使途	子会社での事業運営資金
(3) 借入日	2024年12月27日
(4) 返済期日	2025年3月31日
(5) 利率等	全銀協日本円 TIBOR 等+スプレッド
(6) 返済方法	期限一括
(7) 担保の有無	有 (預金債権質権)

第5回

(1) 借入金額	EV 充電インフラ 1号合同会社：78 百万円 (三井住友銀行) EV 充電インフラ 2号合同会社：109 百万円 (三井住友銀行) / 40 百万円 (あおぞら銀行)
----------	---

(2) 資金使途	子会社での事業運営資金
(3) 借入日	2025年1月15日
(4) 返済期日	2025年3月31日
(5) 利率等	全銀協日本円 TIBOR 等+スプレッド
(6) 返済方法	期限一括
(7) 担保の有無	有 (預金債権質権)

第6回

(1) 借入金額	EV 充電インフラ 1号合同会社：197 百万円 (三井住友銀行) EV 充電インフラ 2号合同会社：240 百万円 (三井住友銀行) / 31 百万円 (あおぞら銀行)
(2) 資金使途	子会社での事業運営資金
(3) 借入日	2025年1月28日
(4) 返済期日	2025年3月31日
(5) 利率等	全銀協日本円 TIBOR 等+スプレッド
(6) 返済方法	期限一括
(7) 担保の有無	有 (預金債権質権)

第7回

(1) 借入金額	EV 充電インフラ 1号合同会社：10 百万円 (三井住友銀行) EV 充電インフラ 2号合同会社：2 百万円 (三井住友銀行) / 7 百万円 (あおぞら銀行)
(2) 資金使途	子会社での事業運営資金
(3) 借入日	2025年2月14日
(4) 返済期日	2025年3月31日
(5) 利率等	全銀協日本円 TIBOR 等+スプレッド
(6) 返済方法	期限一括
(7) 担保の有無	有 (預金債権質権)

3. 参考情報

(1) コミットメントライン設定の理由

当社は、2023年にEV充電インフラ1号合同会社にて取引金融機関からのブリッジローンを確認し、EV充電器事業を行ってまいりましたが、2024年9月2日公表の「事業計画及び成長可能性に関する事項」に記載のとおり、2024年においても同事業を促進するべく、2024年9月30日にコミットメントライン契約を締結いたしました。なお、2024年12月23日付にて、直近のEV充電インフラに係る補助金交付決定状況を鑑みて

8億円の増枠のためのコミットメントライン契約を締結しており、契約金額の総額は57億円となっております。

(2) コミットメントラインの概要

(1) 契約金額	57億円
(2) 契約締結日	2024年9月30日(2024年12月23日追加契約)
(3) 借入期間	2024年10月9日から2025年3月31日まで
(4) 契約形態	コミットメントライン契約
(5) 金融機関	三井住友銀行 あおぞら銀行
(6) 借入子会社	EV充電インフラ1号合同会社 EV充電インフラ2号合同会社
(7) 総コスト(概算)	1.6億円(組成費用及び金利等含)

(3) 今後の見通し

毎月借入を実施し、2024年度分のEV充電器の設置を進めると同時に借入内容を公表してまいります。なお、コミットメントラインの組成費用及び金利等に関わる総額の費用は1.6億円を見込んでおります。

(※)

コミットメントラインとは、予め設定された融資限度額や契約期間の範囲内で、融資の実行が契約金融機関によって確約(コミット)された融資枠のことで、本契約を締結することにより、必要な資金を必要な時期に融資枠の範囲内で契約金融機関から機動的に調達することができるものです。詳細のスキームに関しては2024年9月2日公表の「事業計画及び成長可能性に関する事項」を合わせてご参照ください。なお、三井住友銀行とあおぞら銀行からの調達はそれぞれ相対契約によるものであり、上記金額については合算での表記となります。

以上